

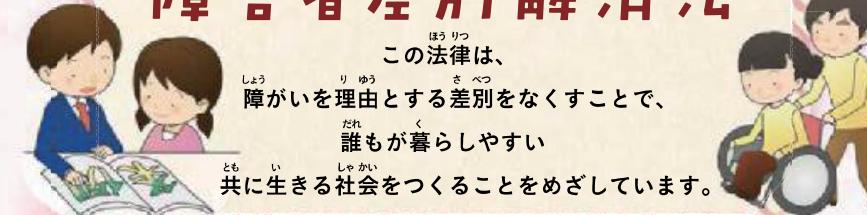
表紙



「障害者差別解消法」と「大阪府障がい者差別解消条例」の大重要なポイント

2016年4月施行・2024年4月改正法施行

障害者差別解消法



この法律は、
障がいを理由とする差別をなくすことで、
誰もが暮らしやすい
共に生きる社会をつくることをめざしています。

障がいを
理由とする
差別とは？

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、
正当な理由もなく、サービスの
提供をしないことなどは
「不当な差別的取扱い」に
なります。

例
お店に入ろうとしたら、
車いすを利用している
ことを理由に、断られた。



行政機關
事業者

不当な差別的取扱い
してはいけません
してはいけません

合理的配慮の不提供

障がい者に合った必要な工夫
などをすることが「合理的配慮」
です。重い負担がないのに、
「合理的配慮をしないこと」は
差別になります。



合理的配慮の提供
してはいけません
しなければいけません
しなければいけません

大阪府障がい者差別解消条例

この条例は、相談と解決の仕組みをはじめ差別をなくすために
必要で大事なことを定めています。
障害者差別解消法と条例にもとづき、差別解消の取り組みを進めていきます。

相談と解決の 仕組み

『大阪府障がい者差別解消協議会』が、事業者における差別(不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供)について、市町村と協力しながら、主に話し合いを通じて、問題の解決を図ります。

『大阪府障がい者差別解消協議会』が、広域支援相談員による解決が難しい場合、事業者における不当な差別的取扱いについて、あっせんを行います。

また、事業者における差別について、広域支援相談員への助言を行います。

質問1 誰が相談できますか。

障がい者等(その家族や支援者を含む)や事業者からの相談に対応します。

質問2 どこに相談すればよいですか。

まずは、身近な市町村の相談窓口に相談してください。広域支援相談員は、市町村と協力しながら、相談や解決の支援をします。



質問3 協議会があっせんを行っても解決しない場合はどうするのですか。

正当な理由なく、あっせんに従わない場合、会事が勧告することができます。さらに、正当な理由なく、勧告に従わない場合、その事実を公表することができます。

基本理念と 啓発活動

差別をなくすことは、社会全体で取り組む必要があります。

府民や事業者は、障がい理解を深め、府の取り組みに協力することが求められます。

障がい理解を深めるための啓発活動が、差別をなくすためのもっと大切な取り組みです。

